第一項の表八五三の項及び八五四の項を次のように改める。

853	削除
854	削除

第一項の表八八五の項を次のように改める。

885	削除

三十　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七七の項を次のように改める。

77	削除

第一項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

三十一　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第一項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

91	削除

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

104	削除

第一項の表一一八の項を次のように改める。

118	削除

第一項の表一二四の項を次のように改める。

124	削除

第一項の表一三一の項から一三三の項までを次のように改める。

131	削除
132	削除
133	削除

第一項の表一三六の項を次のように改める。

136	削除

第一項の表一三八の項を次のように改める。

138	削除

第一項の表一四三の項を次のように改める。

143	削除

第一項の表三三八の項を次のように改める。

338	削除

第一項の表三四〇の項から三四二の項までを次のように改める。

340	削除
341	削除
342	削除

第一項の表三四四の項及び三四五の項を次のように改める。

344	削除
345	削除

第一項の表三四八の項を次のように改める。

348	削除

第一項の表三五一の項を次のように改める。

351	削除

第一項の表三五三の項を次のように改める。

353	削除

第一項の表三五五の項から三五八の項までを次のように改める。

355	削除
356	削除
357	削除
358	削除

第一項の表三六二の項を次のように改める。

362	削除